

介護支援専門員再就業等支援事業実施要綱

7福祉高介第863号

令和7年8月19日

(目的)

第1条 本事業は、将来的な介護支援専門員の不足に備え、現任ではない有資格者の介護支援専門員としての再就業や介護支援専門員以外の職からの転職（以下「再就業等」という。）を支援することで、都内における現任介護支援専門員の確保につなげるとともに、知識・経験豊富な介護支援専門員を中小企業へ派遣して介護保険制度や介護休業等の啓発等を実施することにより、介護支援専門員の活用を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第3条 次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 都の補助事業や研修案内等の情報提供
- (2) 介護支援専門員による就労相談
- (3) 就業・定着奨励金の交付
- (4) 知識・経験豊富な介護支援専門員による中小企業従業員への普及啓発等
- (5) その他、介護支援専門員の確保に資する取組

(都の補助事業や研修案内等の情報提供)

第4条 前条（1）に掲げる情報提供は、都の介護支援専門員名簿の登録者に対し、次の各号に掲げる内容について行うこととする。

- (1) 介護支援専門員の支援に係る都の補助事業に関すること
- (2) 介護支援専門員の資質向上等に係る研修に関すること
- (3) その他、介護支援専門員制度等に関すること

(介護支援専門員による就労相談)

第5条 第3条（2）に掲げる就労相談は、介護支援専門員が再就業等に際し生じる疑義等に対し、都が設置する窓口配置した介護支援専門員資格を有する相談員が対応する。

なお、介護支援専門員資格を有する相談員については、別途、介護支援専門員の職能団体等と連携し確保する。

- 2 相談員は、相談者に対し、適宜、前条に掲げる情報提供や次条に掲げる奨励金の交付制度を案内するとともに、就業先の紹介を求める相談者には、公共職業安定所や社会福祉法人東京都社会福祉協議会が運営する東京都福祉人材センターを案内する。

(就業・定着奨励金の交付)

第6条 第3条(3)に掲げる就業・定着奨励金(以下「奨励金」という。)は、以下に掲げる要件を全て満たす者に交付する。

なお、現に介護支援専門員資格を失効した者であっても、交付申請前に介護支援専門員証の再交付を受け6か月以上従事した場合は交付対象とする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設(以下「事業所等」という。)のうち、都内に所在し、介護支援専門員の配置が義務付けられたものに介護支援専門員として就業していること。

(2) 就業する事業所等における介護支援専門員として(法令に基づき介護支援専門員以外の職務への兼務が認められている場合を含む。)の1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

(3) 次のいずれかに該当する者であって、(1)に規定する事業所等と新たに雇用契約を締結の上就業し、本事業の実施年度中に介護支援専門員としての従事期間が6か月に達するものであること(本事業の実施年度以前に6か月に達した者は除く。)

ア 事業所等において介護支援専門員として勤務した後、当該職を離職し3か月(失業保険受給期間を除く。)以上経過した者

イ 介護支援専門員証の交付を受けた後、介護支援専門員としての勤務経験を持たず、かつ、事業所等で業務に従事していない者。ただし、介護支援専門員証の新規交付者(本事業実施年度における都の介護支援専門員名簿の新規登録者)は除く。

(知識・経験豊富な介護支援専門員による中小企業従業員への普及啓発等)

第7条 第3条(4)に掲げる普及啓発等の実施については、都産業労働局の所管する中小企業・労働者支援機関等と連携するものとする。

2 普及啓発等の内容は原則として以下に掲げるものとし、1回当たりの実施時間は4時間以内とする。

(1) 介護保険制度の概要や介護サービスの利用、介護休業等に係る講義

(2) 個別相談会の開催

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則(令和7年8月19日付7福祉高介第863号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。